

公益財団法人東京都農林水産振興財団
製材業供給力強化事業実施要綱

令和7年10月3日付7農振財森第688号

(目的)

第1条 2050東京戦略及び森づくり推進プランに基づき、今後多摩産材の原木供給量増加が見込まれることから、製材事業者の体制整備は必要不可欠である。

一方で、製材業をはじめとする木材産業分野では、他産業と比較して依然として労働災害発生率が高く、労働力確保及び業務効率維持のためには安全な職場環境の構築が急務となっている。また、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」により、木造建築物における木材の品質を確認する範囲が拡大されたことから、製材の日本農林規格（以下「JAS」という。）の重要性が高まっている。

木材産業分野における労働安全衛生対策及び製材のJAS認定取得に係る経費を助成することで、製材品等の供給体制の整備を一体的に進め、多摩産材の利用拡大、ひいては多摩の森林循環を促進することを目的とする。

(事業対象者)

第2条 この事業の事業対象者は、都内に事業所のある製材事業者及び原木市場とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、別表1に定めるとおりとする。

2 公益財団法人東京都農林水産振興財団は、別表1に掲げる事業について、事業対象者に対して、別に定めるところにより予算の範囲内において助成するものとする。

(その他)

第4条 事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公益財団法人東京都農林水産振興財団製材業供給力強化事業実施要領（令和7年10月3日付農振財森第690号）に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月3日から施行する。

別表1

種類	事業の内容	事業対象者	助成の内容
1 労働安全衛生 対策の強化	(1) 資格取得等経費助成	製材事業者、 原木市場	職場の労働安全衛生対策に必要な従事者の資格取得等に要する経費を助成する。
2 JA S 取得等の認証 支援	(1) 製材のJAS認証取得に係る費用 ア 認証手数料 イ 製品検査料 ウ 検査・試験費 エ 講習会受講料 オ 資格試験受験料 カ 検査員の旅費等	製材事業者	製材のJAS認証取得に要する経費の一部を助成する。